

# 生徒心得

## 滋賀県立盲学校 生徒指導部

### 【日課時間等】

1. 朝は SHR（午前 8：35）までに登校すること
  2. 登校後は、放課までは校外（寄宿舍を含む）への外出は認めない。やむを得ず校外へ外出する時は、必ず学級担任の許可を得ること
  3. 欠席・遅刻・早退する時は、速やかに学級担任まで連絡すること
  4. 休日に、生徒会活動や部活動などをする時は、学級担任や各顧問の許可を得ること
- ※ ただし、平日の 20 時以降及び、土曜・日曜等休日は機械警備となるので校舎内へ立ち入ることはできない。

### 【学校生活一般】

1. 服装について
    - (1) 本校は特に制服を定めていないが、常に学生にふさわしい清潔な服装を心がけること
    - (2) 装飾品（ピアス、ネックレス、指輪等）の装着は認めない。
  2. 頭髪について
    - (1) 学生らしく端正で清潔に保つこと
    - (2) パーマ、染色、脱色、エクステンションなどの加工は一切禁止する。
- ※ なお、服装の(2)、頭髪の(2)については、中高普通科生のみ適用とする。

### 3. 所持品管理について

- (1) 多額の金銭や学習に必要な物品は、学校へ持ってこないこと
- (2) 身の回りを整理整頓し、金銭・所持品の自主管理に努力するとともに、万一、それらを紛失もしくは盗難にあったと思われるような時は、速やかに学級担任まで連絡すること

### 4. 携帯電話について

- (1) 校内では、朝のHR開始から6校時終了までは電源を切ること  
マナーモードなども認めない。  
ただし、昼休みの使用は、マナーを守りながら使用することを認める。
- (2) 利用については、携帯電話の危険な側面を十分理解し、各自で責任を持って行うこと  
不明なメールやサイトにアクセスしない。

### 5. 清掃について

ホームルームおよび特別教室の清掃は、原則として6校時終了後一斉に行う。その他、体育館・給食室・トイレなどの清掃については、その都度指示する。

#### 【自主活動等】

1. 学校行事や生徒会活動・部活動も、重要な教育活動であることを理解し、積極的に参加すること
2. 自主的に会議を開いたり、行事を計画したりする時は、必ず学級担任もしくは各顧問の許可を得ること

### 【通学について】

1. 通学安全マップに指定された道順で通学すること
2. 自動車、バイク、自転車で登校することは認めない。
3. 一般的な交通規則を守り、歩行時には白杖を使用すること

### 【その他】

1. 喫煙について  
学校敷地内における喫煙は禁止する。
  2. 飲食について、特に必要な物以外学校へ持って来てはいけない。
  3. 湯沸かしなどに電気ポットの使用は認めない。
  4. アルバイトについて
    - 1) アルバイトは原則として禁止とする。
    - 2) 特別な事情がある時は、協議の上許可することがある。
- ※ 1. の喫煙についての規定は、成人以上の生徒を対象とする。

〔2018年3月 改定〕